

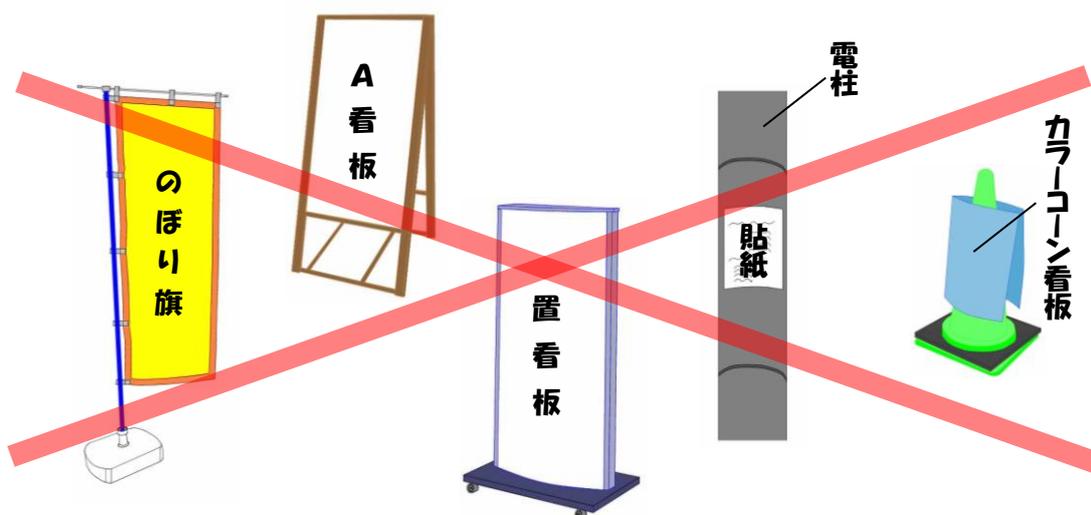
お知らせ

道路や歩道に、のぼり旗や看板を設置することはできません。

道路法により、のぼり旗や看板を継続して、道路や歩道に置くことはできません。また、のぼり旗や看板を道路や歩道に置くことは、歩行者の通行を妨げ、交通の安全性を損なうこととなります。

のぼり旗や看板は、藤沢市屋外広告物条例に基づく許可を受け、自己の敷地内に設置してください。

改善が見られない場合は、管理されていないものとみなし、市役所が除却・一時的に保管します。



道路に置かないで!

のぼり旗・看板は敷地内に設置しましょう

根拠法令

○道路法 第32条

道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければなりません。(一部抜粋)

○藤沢市屋外広告物条例 第3条(禁止物件)第4条(禁止する広告物の表示等)

電柱・道路標識・防護柵・街路樹等には、広告物の設置が出来ません。

(一部抜粋)

問い合わせ先：藤沢市 道路河川部 道路管理課

Tel 0466-25-1111 (内線 4421)

計画建築部 街なみ景観課

Tel 0466-25-1111 (内線 4261)